

第 6 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1 計画の策定

(1) 策定の趣旨

市町村は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第 117 条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが義務づけられています。横浜市では、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をこれに位置づけています。

このたび、平成 26 年度をもって、「第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の計画期間が終了となるため、新たに平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間を計画期間とする、「第 6 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

(2) 計画期間

平成 27～29 年度の 3 か年計画です。この計画に基づき、3 か年の第 1 号被保険者（65 歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

（参考） 第 5 期（24～26 年度）保険料基準月額 5,000 円
第 4 期（21～23 年度）保険料基準月額 4,500 円

H24 2012年	H25 2013年	H26 2014年	H27 2015年	H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	H31 2019年	H32 2020年	H33 2021年	H34 2022年	H35 2023年	H36 2024年	H37 2025年	H38 2026年
現行計画														
第 5 期計画														
			第 6 期計画											
						第 7 期計画								
									第 8 期計画					
												第 9 期計画		
<p>第 5 期計画の、「29 年の高齢者介護の姿」を見据えた目標から、 第 6 期計画では、さらに先の「2025 年の高齢者介護の姿」を見据えた目標を設定</p>														

(3) 策定の手法

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に際し、計画策定の基礎資料とするため、平成 25 年度に高齢者や介護保険の事業所などに高齢者実態調査を実施しています。

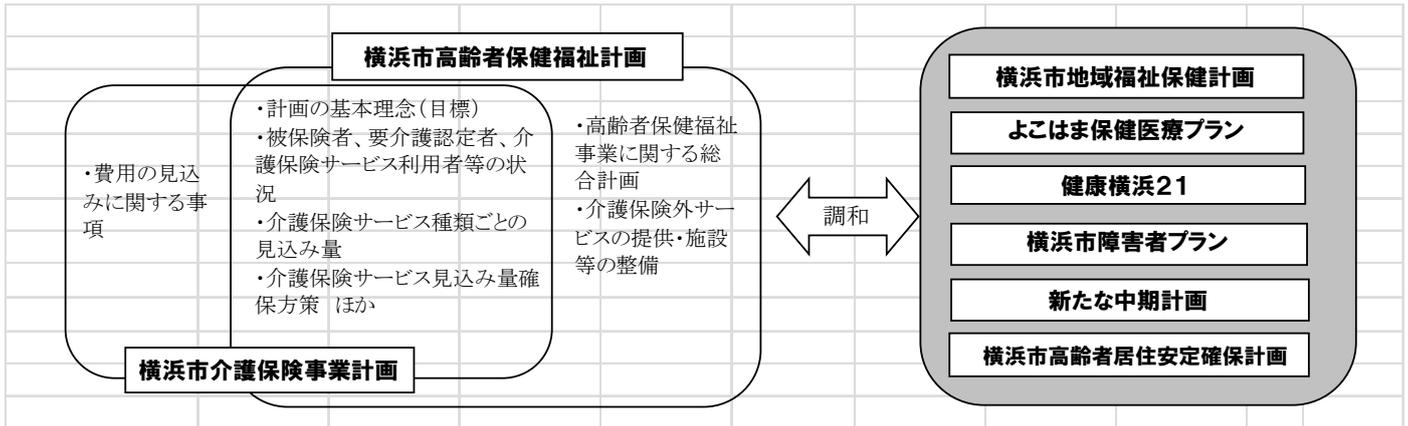
策定にあたっては、実態調査で把握された現状、現行計画の振り返りを基に進めるほか、介護保険法改正など国の動きを注視しながら進めていきます。

また、当事者や専門的な見地から幅広い視点での協議を行うため、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された「介護保険運営協議会」での協議・検討を行います。

あわせて、素案作成後パブリックコメントを実施して広く市民意見の把握と反映に努めます。

(4) 他の計画との関係

計画は、地域福祉計画、医療計画、健康増進計画などと調和のとれたものとします。



(5) 計画策定スケジュール

平成 25 年 9 月～12 月	高齢者実態調査実施
平成 26 年 1 月～ 3 月	調査結果集計・分析
平成 26 年 4 月～ 9 月	第 5 期の振り返り、第 6 期計画の主な施策展開の方向性決定
5 月	常任委員会報告（高齢者実態調査結果）
9 月	常任委員会説明（計画課題・骨子）
10 月	常任委員会説明（素案）
10 月～11 月	計画素案作成、公表
11 月～12 月	素案による区民説明会の開催、パブリックコメント実施
平成 27 年 1 月～ 2 月	計画最終案のとりまとめ、介護保険料の推計
3 月	常任委員会（介護保険条例の改正） 計画策定、介護保険料の改定

(参考) 高齢者実態調査の概要

調査分類	対象者数	調査票分類
市民向け調査	19,870 人	1 高齢者一般調査(65歳以上) 2 一般調査(55歳以上64歳以下) 3 介護予防事業調査 4 介護保険在宅サービス利用者調査(要支援) 5 介護保険在宅サービス利用者調査(要介護) 6 介護保険サービス未利用者調査(要支援・要介護) 7 小規模多機能型居宅介護、複合型サービス利用者調査 8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所利用者調査 9 特別養護老人ホーム入所申込者調査
事業所向け調査	4,491 か所	10 特別養護老人ホーム調査 11 介護老人保健施設調査 12 介護サービス事業所(居住系)調査(特定施設、認知症グループホーム等) 13 介護サービス事業所調査 ※居住系サービス除く 14 居宅介護支援事業所調査
従事者向け調査	5,988 人	15 ケアマネジャー調査 16 訪問介護員(ヘルパー)調査 17 施設介護職員(ケアワーカー)調査 18 地域包括支援センター専門職調査